



# 与謝野町立石川小学校

## いじめ防止基本方針



**平成 26 年5月**

(令和8年4月改定)

**与謝野町立石川小学校**

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心身を深く傷つけ、健やかな成長や人格形成に重大な影響を及ぼす深刻な人権侵害行為である。また、状況によっては生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、決して看過することのできない重大な人権問題でもある。

近年では、急速な情報技術の発展や携帯電話・スマートフォンの普及により、メールやブログ、SNS等を介した誹謗中傷や仲間外しなど、より見えにくく深刻ないじめが発生しており、学校における対応の重要性は一層高まっている。

本校は、全校児童約90名の小規模校であり、児童は指示されたことに対して真面目に取り組む一方で、自分の思いや違和感を言葉で表現することや、他者との関わりの中で主体的に意見を表明することに課題が見られる。こうした実態を踏まえ、児童一人一人が安心して自分の思いを表現できる学級・学校づくりを進めることが、いじめの未然防止につながると考える。いじめへの対応に当たっては、いじめを受けた児童の権利擁護と最善の利益を最優先に考える「被害児童中心」の視点を重視する。

本校では、これまでも継続していじめ防止に取り組んできたが、令和6年8月のいじめ防止対策推進法ガイドライン改定により、重大事態調査への対応がより明確化され、児童生徒や保護者に寄り添った対応が一層重視されるようになったことを受け、改めて学校の組織体制を整理することとした。京都府・与謝野町・家庭その他の関係者との連携のもと、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、与謝野町いじめ防止基本方針を参酌し、「石川小学校いじめ防止基本方針」を改定する。

また、本年度より推進している道徳科の研究主題【自分の考えをもち、他者とかかわり、自分と向き合う児童の育成～心揺さぶる学びのデザイン～】といじめ防止の取組を強く関連付け、児童が互いを尊重し、自分と他者を大切にする心を育む教育活動の充実を図る。

## 1 いじめに対する基本認識

### (1) いじめの定義

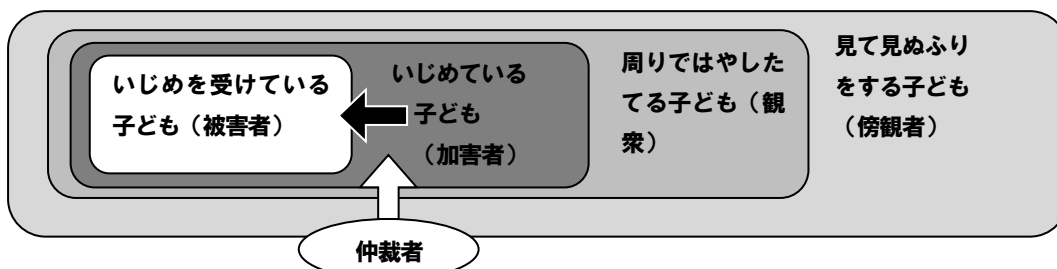
本校においては、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、いじめを「児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と捉える。この行為には、対面での行為に限らず、SNS、オンラインゲーム、チャット等インターネット空間を通じて行われるものも含まれる。

いじめであるか否かの判断は、行為の意図や程度、回数にとらわれることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行うものとする。また、本人が苦痛を言葉にできない場合や、周囲が「遊び」「ふざけ合い」と受け止めている場合であっても、心身の苦痛が認められるときは、いじめとして積極的に認知する。

### (2) いじめの構造の理解

いじめは、加害者と被害者の関係だけで成立するものではなく、それをはやしたてたり、黙認したりする周囲の存在によって支えられていることを、全教職員・児童が共通理解する必要がある。

【いじめの構造】（模式図）



本校では、この構造を児童自身が理解し、「自分の立場を選び直す」学びを重視する。

### (3) いじめの基本認識

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 2 いじめ防止の基本理念

本校は、すべての児童が安心して学校生活を送り、自分の考えをもち、他者との関わりの中で成長できる学校づくりを目指す。そのために、いじめは決して許されない行為であることを全教職員が共通認識し、未然防止と早期対応を最重要課題として取り組む。

特に、道徳科を要とした「心揺さぶる学び」を通して、児童が自分の心の動きに気付き、他者の思いに触れ、関係の中でよりよい行動を選び取ろうとする力を育成することを、いじめ防止の中核に据える。

## 3 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ防止等の取組を実効的に進めるため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### 【主な役割】

- ア 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成（研修計画等も含む）・実行・検証・修正の中核となる。
- イ 本校のいじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
- ウ いじめの相談・通報の窓口となる。
- エ いじめの疑いに関する情報（いじめアンケートや教育相談等の結果）や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催し、いじめ情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。
- カ 重大事態及びその疑いが生じた場合を想定し、平時から初動対応や役割分担について確認する。

(2) 委員会は、校長を中心に、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任、養護教諭で構成し、必要に応じて担任等を加える。

本委員会は、基本方針に基づく取組の計画・実施・検証・改善を担うとともに、いじめに関する情報の集約、事案への組織的対応、関係機関との連携の中核となる。毎月1回開催することとし、必要があるときは、緊急に開催する。

(3) 生徒指導部会では、定期的に現状と課題についての情報交流を行い、共通認識を図る。また、金曜日終礼にて全職員で児童交流を行い、児童実態把握に努める。

## 4 いじめの未然防止

本校では、いじめはどの児童にも起こり得るものであるとの認識のもと、日常の教育活動全体を通して未然防止に取り組む。

学級経営においては、児童が安心して自分の思いを表現できる集団づくりを重視し、対話的な学習や話し合い活動を意図的に位置付ける。指示待ちになりがちな児童の実態を踏まえ、問いに向き合い、自分の考えを形成する場面を大切にする。

道徳科においては、研究主題に基づき、葛藤場面や価値の対立に向き合う教材を通して、児童の心が揺さぶられる学びを構想することで、他者との関係を自分事として考える力を育てる。

また、小規模校の利点を生かし、異学年交流や全校活動を通して、固定的な人間関係にとらわれない多様な関わりを保障する。

### (1) 学級経営の充実

ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「いじめ（人権）アンケート」や「QU」を活用したりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。また、授業規律の確立と、分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

### (2) 人権教育の充実

人権教育の取組を教育活動全体に位置付け、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の涵養を図り、いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じることができる心を育成する。

### (3) 道徳教育の充実

道徳の時間を要として、人権教育をはじめ各教科や総合的な学習の時間及び特別活動との密接な連携を図りながら、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、望ましい他者との関わり方や規範意識を育成する。

### (4) 体験活動の充実

各教科等における他者、社会、自然との直接的なかかわりによる体験活動を充実させるとともに、ボランティア活動や福祉体験、就労体験等を積極的に実施することで、自己存在感をもち、人と関わることの喜び（共感的人間関係）や、役に立てた充実感（自己有用感）を体験することで、共に生きる心を育成する。

### (5) 「ことばの力」の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、感じる・伝える・考える「ことばの力」の育成を意識したあらゆる取組を展開することで、児童の認識力・思考力・判断力の向上を図り、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童を育成する。

### (6) 児童の主体的な活動の充実

児童会活動等で、いじめ根絶に向けた児童主体の取組を積極的に実施することで、児童のいじめ根絶に対する意識の向上を図る。

また、異年齢集団による活動のなかで、協力することを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

### (7) 未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を定期的に検証するなど、PDCAサイクル（3年の経過を目的）による計画的な取組を進める。

## 5 平時からの備え

- (1) 生徒指導提要进行を十分に理解し、いじめの積極的な認知と早期発見、早期対応によりいじめを重大化させない。
- (2) 入学時・各年度の開始時に児童やその保護者に対し、いじめ防止基本方針について説明し、いじめが犯罪行為に相当しうると認められる場合については、警察への相談・通報を行うことについても、あらかじめ保護者に周知しておく。

## 6 いじめの早期発見

いじめは、教職員の目の届きにくい場面や、言葉にされない形で起こることが多い。本校では、児童の小さな変化を見逃さないことを早期発見の要とし、週1回の終礼時において、生徒指導、特別活動、教育相談、特別支援教育等の視点において、実態交流を行い、児童の小さな変容に気づく場を設定する。

日頃からの観察に加え、定期的なアンケートや教育相談を通して、児童の内面に丁寧に寄り添う。また、「困ったときは相談してよい」「大人は必ず守る」というメッセージを繰り返し伝え、相談しやすい環境づくりに努める。

### (1) いじめアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、「記名式アンケート」を定期的に実施する。

- ・実施時期 6月 11月
- ・実施内容 いじめアンケート等を活用
- ・アンケート等で把握した情報は、速やかに組織的対応につなげる。
- ・把握したいじめについては、適切な対応を行うとともに、3か月後に追跡調査を行い状況に応じて指導する。

### (2) 相談しやすい環境づくり

日頃からの児童との信頼関係づくりをすすめるため、児童と向き合う時間の確保に努める。

児童がいじめを大人に相談することは、非常に勇気がいる行動であり、相談することでいじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した上で、いじめの相談を受けたときの対応には細心の注意を払う。

さらに、日頃から「いじめられた児童を最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるとともに、その姿勢を児童に伝えることで、相談しやすい環境をつくる。

### (3) 定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動に加えて、いじめアンケートの結果を踏まえた上で、すべての児童を対象とした教育相談を実施する。

- ・実施時期 アンケート実施後
- ・実施方法 個別面談形式

### (4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用

教職員のいじめ対応そのものに関する研修や、教職員の「気付き」の力を高める研修等を計画的・定期的実施する。

また、「いじめのサイン発見チェックリスト」や「教職員の振り返りチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努める。

## (5) 家庭や地域社会との連携

学校のいじめに関する基本方針やいじめに対する取組等を、PTAの各種会議等において情報提供するとともに、積極的に意見交換を行い、保護者と協力していじめ問題に対応していく。また、保護者対象のいじめに関する研修会や講演会を実施するなどして、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらう。

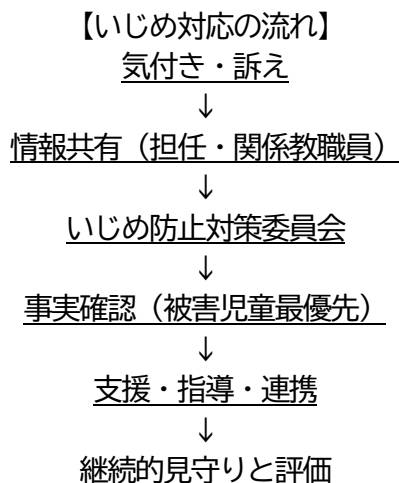
さらに、学校の取組や教育委員会の取組の広報活動を、HPや学校だより等で行うことで、地域社会の関心を高め、地域社会ぐるみでいじめ問題に対応していく。

## (6) 関係機関との連携

日頃から教育委員会をはじめとする関係諸機関との連携を図り、協力していじめ問題に取り組んでいく。

# 7 いじめへの対応

いじめが疑われる場合、本校では特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。対応にあたっては、被害児童及び保護者の意向を丁寧に確認しながら進める。



対応にあたっては、被害児童の安全と心の安定を最優先とし、加害児童への指導についても、行為の問題性に気付かせ、よりよい行動につなげる教育的支援を行う。

### (1) 初期対応

- ア 直ちにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童やいじめを通報してきた児童の安全を直ちに確保する。

### (2) 事実の確認

- ア 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- イ 事実確認の際には、児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ウ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する
- エ いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童をきめ細かく観察し、周辺の状況等を客観的に確認する。

### (3) 対応方針の決定及び指導

ア 対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図る。

イ いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とする。

なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討し、慎重に対応する。

ウ いじめを受けた児童へは、必ず解決できるという希望を持つことを伝えるなど、心配や不安を取り除くよう努める。必要がある場合は、いじめた側の児童を別の教室等において学習させる等の措置を行う。

エ いじめた側の児童に対しては、いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その児童の背景にも目を向けながらも「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与える。また、加害行為に至る背景（勉強や人間関係等のストレス）が関わっていることを踏まえ、一人一人を大切に授業作りや集団作りを進めていく。

オ その行為が「いじめに当たる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った児童に悪意はなかったことを加味したうえで対応する。

### (4) 保護者との連携

ア いじめを受けた児童の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝えるとともに、適宜連絡を密に取る。

イ いじめた側の児童の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

また、当該児童の変容を図るために、家庭とともに今後の関わり方等を一緒に考える。

### (5) 関係機関等との連携

ア いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談する。

イ 関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を事前に指定し、関係機関に周知する等の連携を図る。

ウ いじめを認知した場合には、適宜、与謝野町教育委員会に報告する（重大事態以外は月例報告）。

## 8 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要だが、学校の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行う必要がある。

#### 学校が取り組むべきこと

ア 児童に対する情報モラルに関する指導は、情報教育の中だけではなく、道徳の授業や各教科の指導の中でも積極的に取り扱うこととし、指導した内容については、通信等を通じて保護者に伝えることで、家庭との連携を図る。

イ ネットいじめ防止に関する情報や協力依頼を、PTAの各種会議等で積極的に広報するとともに、PTAと連携して、最新の情報モラルに係る問題についての研修会を実施するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。

#### 家庭に協力を依頼すること

ア 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方法や使用時

間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。

イ 特に、携帯電話・スマートフォンを持たせることの必要性については、家庭において十分検討してもらうよう啓発を行う。

## (2) ネットいじめの早期発見・早期対応

ネットいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つである。そのために、学校における児童一人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気づきを促す取組が必要とされる。

### 学校が取り組むべきこと

ア いじめアンケートに加え、ネットいじめに特化したアンケート等を実施することで、児童の状況を把握し、対策を検討する。

イ ネット上の書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等については、保護者や関係機関と連携して対応する。また、場合によっては、保護者同意のもとに証拠保全を行う。

ウ 具体的な対応方法について研修する。

### 家庭に協力を依頼すること

家庭においては、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付けるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。

## 9 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

※「いじめにより」とは

各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめであることを意味する。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合      などのケースが想定される。

※「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」 より】

### (2) 重大事態発生時の対処

ア 万一いじめによる重大な事態が発生した場合、疑いがある場合には、速やかに与謝野町教育委員会へ報告する。学校判断のみで重大事態に当たらないと結論付けない

イ 重大な事態が発生した場合は直ちに与謝野町教育委員会へ報告し、調査を実施する主体（当該

重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含む)等を協議する。学校が調査を行う場合は、いじめ対策委員会を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

また、その際実施するアンケート等の結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する場合があることを、事前に調査対象となる在校児童及びその保護者に説明する。

ウ 調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

エ いじめを受けた児童及びその保護者に対する調査結果の提供は、与謝野町教育委員会と連携して適切に行う。また、適時・適切な方法で経過報告も行う。

オ 情報提供に際しては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

## 10 家庭・地域・関係機関との連携

家庭や地域、関係機関と連携しながら、児童を支える体制づくりを進める。基本方針や取組については、積極的に情報発信を行い、共通理解のもとでいじめ防止に取り組む。

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をHPや学校・学級だよりを使って、広く広報に努める。

## 11 基本方針の見直し

(1) 本基本方針は、児童の実態や社会状況の変化を踏まえ、PDCAサイクルに基づき3年の経過を目途に見直し、改善を図る。

(2) 本基本方針は、平成26年5月より施行する。

付記

令和元年8月 改定

令和8年4月1日 改定